

(改定) 埼玉県人権施策推進指針の概要

1 改定の趣旨

本県では、2002（平成14）年3月に「埼玉県人権施策推進指針」（以下「指針」という）を策定し、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、各種の人権施策に取り組んできました。

しかしながら依然として女性、子ども、高齢者、障害のある人などに対する人権侵害や同和問題など様々な人権問題が発生しています。

また、北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故により、災害時における人権への配慮といった新たな人権課題への対応も求められています。

このため、これまでの人権施策の取組の成果や課題を踏まえ、「指針」策定後に制定された法令や計画との整合を図るとともに新たな人権課題へ対応するため、2012（平成24）年3月に「指針」の改定を行いました。

2 基本理念

「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現

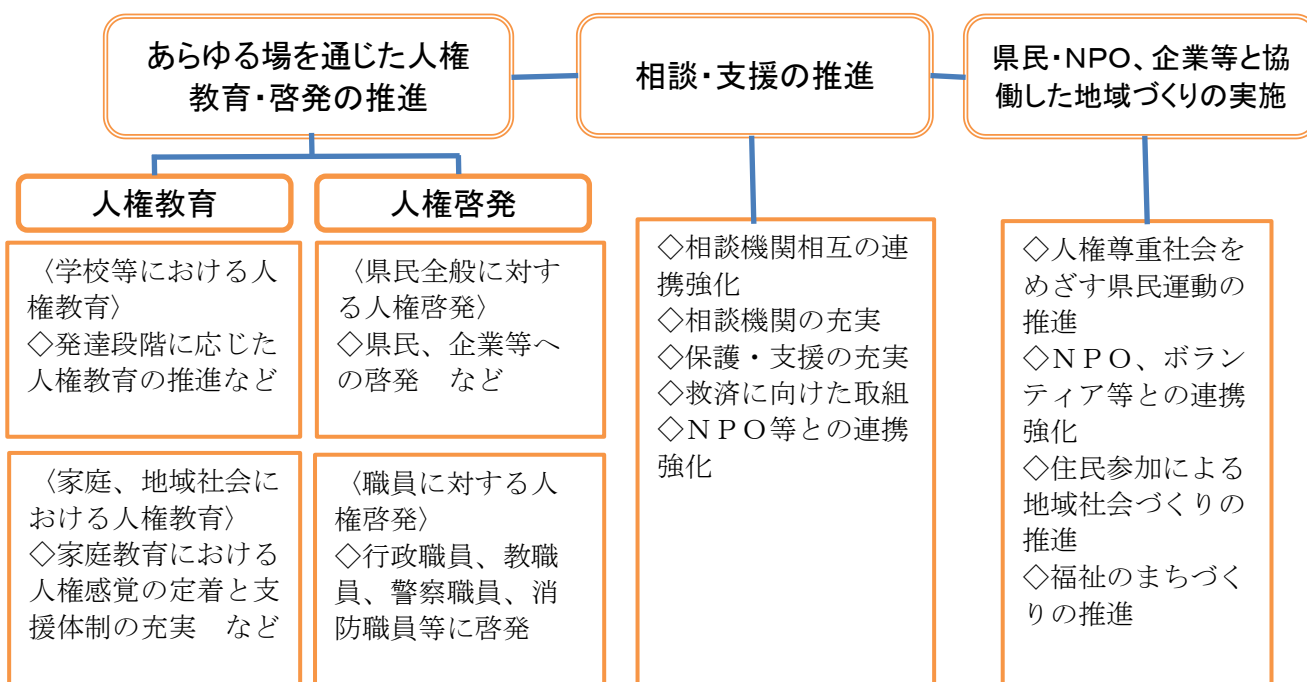
一人ひとりが個人として尊重される社会

平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

※3つがともに実現した社会をいいます

3 人権施策の推進方向



4 分野別施策(施策の方向性)

※アンダーラインは新規項目

女性

- ◇あらゆる暴力から女性を守るための相談、支援体制の充実
- ◇多様な生き方を選択できる条件整備

子ども

- ◇児童虐待防止の取組の推進
- ◇いじめなどの問題に関する取組の推進

高齢者

- ◇介護サービスの充実
- ◇認知症高齢者に対する権利擁護の推進・ケアの充実

障害のある人

- ◇特別支援教育の充実
- ◇地域での生活支援の充実

同和問題

- ◇心理的差別の解消に向けた啓発活動の推進
- ◇「えせ同和行為」の排除

外国人

- ◇外国人の生活不安の軽減
- ◇自立・社会参加と多文化パワーの活用

HIV感染者等

- ◇正しい知識の普及・啓発
- ◇プライバシー等に十分配慮した医療環境の整備

犯罪被害者やその家族

- ◇相談・支援体制の充実
- ◇NPO、ボランティアとの連携

アイヌの人々

- ◇啓発活動の推進

インターネットによる人権侵害

- ◇人権侵害を防止するための教育・啓発
- ◇ネット上の書き込みやいじめへの対応

北朝鮮当局による拉致問題

- ◇拉致被害者の早期帰国に向けての国への働きかけ
- ◇啓発活動の推進

災害時における人権への配慮

- ◇啓発活動の推進
- ◇災害時の対応

様々な人権問題

- ◇刑を終えて出所した人、性的指向、性同一性障害、ホームレス、プライバシーの侵害等の啓発

5 目標年次

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組む必要があることから、概ね10年間を見通したもの。
(H24～H33)

6 推進体制

- ◇県の推進体制
- ◇国、市町村、民間団体等の連携